

西東京市ベビーシッター利用支援事業 よくある質問(令和8年10月時点)

No.	項目	質問	回答
1	基本事項	この制度を利用する場合、市へ事前の申請は必要ですか。	市への事前申請は必要ありません。市HPを確認の上、利用・支払い後、申請締切日までに申請書類一式を提出してください。
2	基本事項	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図るものです。 なお、 <u>保護者とベビーシッター事業者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要となりますので、保護者が外出する場合や家事、在宅勤務を行う場合などは共同保育には該当しません。</u>
3	対象	サービス利用時は、西東京市に在住していましたが、現在(補助金申請時)は、市外に在住している場合、補助金を申請できますか。	西東京市在住時に利用した分は補助の対象となりますので、市外に転居していても補助金を申請できます。 なお、補助金を申請する際は転出日や転出後の住所や、転出後の自治体での同事業利用時間等をご記入いただく欄がありますので、必ず記入してください。
4	利用方法	ベビーシッターの利用時に保護者は不在でよいですか。	保護者は不在で構いません。(共同保育の場合は保護者も一緒に保育することが必要です。)
5	利用方法	0歳と2歳の子どもを預けたい場合、ベビーシッターは2人依頼する必要がありますか。また、共同保育の場合はどのようになりますか。	0歳を含む未就学児2人の保育を依頼する場合、ベビーシッターは2人必要です。 共同保育の場合は、保護者1名、ベビーシッター1人による保育で構いません。 ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。
6	利用方法	保育の実施方法に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とありますが、保護者不在で兄弟姉妹2人の保育を依頼したい場合、ベビーシッターは何人必要ですか。	原則として児童1人につきベビーシッターを1人依頼する必要があります。 <u>ただし、令和8年10月1日以降の利用分に関しては、①～④をすべて満たす場合、満1歳以上のきょうだい2人までをベビーシッター1人で保育することができます。</u> ①保育従事者は、有資格者(保育士又は看護師)であること。 ②保育場所は、児童の自宅であること。 ③保護者が書面により同意していること。 ④ベビーシッター事業者が実施に同意していること。 利用の際は上記を満たすベビーシッターの派遣が可能かどうかを、事前に事業者へご相談ください。 <u>なお、0歳の子どもを含む場合については、従前通り2人の児童を保育する場合、ベビーシッターを2人依頼する必要があります。</u>
7	利用方法	保育と家事援助を同時に依頼をした場合、補助対象となりますか。	補助の対象となるのは「純然たる保育サービス提供対価」のみですので、家事援助に係る部分は補助の対象にはなりません。
8	利用方法	対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は、送迎分が保育料と切り分けられて請求されたり、オプションとして保育料とは別に請求されている場合は、補助の対象になりませんが、送迎分が保育料の中に含まれている場合は補助の対象になります。 また、送迎のみの場合は、補助の対象にはなりません。
9	上限時間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	繰り越すことはできません。

No.	項目	質問	回答
10	上限時間	前の自治体で同じ事業を利用していました。同一年度内に西東京市に転入した場合、利用時間をどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間と西東京市での利用時間を合算し、年度内の利用上限時間を超えない範囲でご利用いただけます。
11	事業者	事業者ごとの利用方法や料金設定が知りたい。事業者などをおすすめしてくれますか。	事業者のサービス内容については、各事業者にお問合せください。また、事業者の斡旋は行っておりません。なお、本事業は利用者と事業者の直接契約になりますので、サービス利用によるトラブルについて市は関与できませんのでご注意ください。
12	事業者	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件(研修受講、保育経験、資格保有等)を満たしている方になります。
13	交付申請	きょうだいで本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いします。
14	交付申請	きょうだい2人に対して共同保育を依頼したのですが、保育料が内訳の記載が無く、2人分の合計金額で請求されました。この場合、保育料はどのように分けて申請すれば良いのでしょうか。	保育料を児童数(この場合は2人)で割った金額でご申請ください(1円未満の端数が生じる場合は、いずれかの児童の申請に1円を計上してください。)
15	交付申請	申請時期はいつまでですか。	3か月ごとに申請期限を設けていますので、必ず各期別の申請期限までに申請書類を提出してください。(具体的な申請期限の年月日はHP等でご確認ください。)
16	交付申請	申請する年度は、利用日の属する年度か、利用料金の支払い日の属する年度かどちらですか。	利用日の属する年度で申請してください。
17	交付申請	申請書類の提出先・提出方法はどのようになっていますか。	【提出先】〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無第二庁舎2階 ②番窓口 幼児教育・保育課 給付係 【提出方法】窓口持参又は郵送 ※申請内容について問い合わせをする場合もありますので、申請書類の控えをお手元に残していただくようお願いします。 ※郵送でご提出される場合、到着までに時間を要することがあるため、十分に余裕をもってご申請ください。ご不安な場合はレターパック等追跡可能な郵送方法でご提出ください。郵送事故については責任を負いかねます。
18	交付申請	補助金申請書兼請求書の氏名は、領収書や口座名義の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書兼請求書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、すべて同じ方である必要があります。
19	交付申請	最終提出期限を過ぎてしまった場合はどのようにすればよいですか。	最終申請締切日を過ぎた場合は申請できません(年度を遡っての申請はできません。)
20	添付書類	領収書がない場合どうしたらよいですか。	必ず領収書(原本)をご提出ください。未発行や紛失により手元がない場合は、事業者にお問い合わせください。
21	添付書類	領収書の代わりに請求書や振込明細を提出してもよいですか。	必ず領収書(原本)をご提出ください。未発行や紛失により手元がない場合は、事業者にお問い合わせください。
22	添付書類	領収書と利用明細が一つの書類にまとまっている場合は、他に利用明細書は不要ですか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。

No.	項目	質問	回答
23	添付書類	明細の代わりに請求書でもよいですか。	利用明細書がない場合、請求書に必要な項目の記載があれば利用明細書の代わりとして申請可能です。 なお、領収書は別途提出が必要となります。
24	添付書類	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、利用ごとに提出してください。
25	添付書類	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必要になります。
26	添付書類	支払い完了メール(電子レシート)を領収書の代わりとして利用することはできますか。	本事業ではメールのコピーでは領収書の代わりとしてご利用いただけません。領収書の提出をお願いします。
27	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。	令和9年3月31日までです。 東京都の制度を活用していますので、令和9年度以降の実施については、今後、都の制度が見直された場合等、事業内容の変更等が生じる可能性があります。詳細は、市HP等でお知らせします。